

学生のみなさまへ



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

2021年12月2日

本学からのアルバイト料（OA・TA・RA 給与^注）、謝金）、旅費（交通費等）の受給にあたって、以下の行為は**不正受給**に該当します。

注) OA : Office Assistant, TA : Teaching Assistant, RA : Research Assistant



※各禁止行為の詳細は次頁を参照ください。

上記の行為を求められた場合や、事務手続きが分からない場合は、

まずは、所属する学部・研究科などの事務室・事務職員にご相談ください！

■【架空アルバイト・カラ出張】

実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料を受け取ることや、実際に行っていない出張に対して旅費を受け取ること。なお自身の学修のために指導教員等のフィールド活動に同行するようなケースでは、アルバイト料は支給されません。

■【事実と異なるアルバイト料・旅費】

勤務日数や時間数は同じでも、勤務した日が異なるなど、勤務・業務に従事した事実と異なる勤務表を提出し、アルバイト料を受け取ることや、出張先は同じだが、出張日が異なるなど、出張した事実と異なる旅費報告書を提出し、旅費を受け取ること。

■【水増し請求】

安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費を受け取ること。

■【研究室への還流行為】

大学から支給されるアルバイト料、旅費の全部又は一部を、研究室における他の用途に使用することや、他の学生に再分配することなどを目的に、教員の指示により回収するような行為（還流行為）に応じること。

※大学から支給されるアルバイト料、旅費は、原則として学生本人の銀行口座に振り込まれます。研究室等がこのような還流行為をすることは禁止されています。

上記の行為を求められた場合や、事務手続きが分からない場合は、

まずは、所属する学部・研究科などの事務室・事務職員にご相談ください！

■不正経理の事実を知った場合等の本学の通報窓口

【学内の窓口】

京都大学公正調査監査室

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/tsuho>

【学外の窓口】

京都大学コンプライアンスホットライン窓口（はばたき総合法律事務所 本学顧問弁護士）

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/ktsuho/liaison>

※通報に関する詳細については、各URLを参照ください。

※通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

